

三豊市農業委員会 6月定例総会議事録

令和3年6月21日午後1時30分より、三豊市農業委員会6月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 29名（農業委員22名、農地利用最適化推進委員7名）
欠席者 2名

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番			5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	－	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	○	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

【農地利用最適化推進委員】

4番	玉尾 哲也	○	14番	成行 全	○	26番	須藤 隆文	○
32番	小谷 明夫	○	47番	藤田 行男	○	50番	白井 敦司	－
56番	大平 智一	○	63番	矢野 輝雄	○			

2. 署名委員

12番 片山 雅夫
17番 金子 芳巳

3. 傍聴人 1名

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

会計年度任用職員 小川 春子

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について (報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更の件について
議案第 7号 非農地証明願いの件について
議案第 8号 非農地通知の件について
議案第 9号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会6月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会長 皆様、こんにちは。田植えの時期、お忙しい中のご出席、誠にありがとうございます。また、推進委員の方もお忙しい中のご出席お礼申し上げます。さて、三豊市のコロナワクチンですが、かなり接種も進んでまいりました。私も19日に二度目の接種を終え、71歳以上の大半の方が二度目の接種を終えたと聞いています。65歳以下の方の接種予約も始まり、8月半ばには、かなりの方の接種が終わるそうです。早く接種が終わり、接種率が上がれば、気分的にもゆとりができ、オリンピックも前向きに進んで行く事ができると思っています。

まだ、農業委員会の大きな行事も残っています。皆様においては、研修会等へのご出席をよろしく申し上げます。今日の議案数はそんなに多くはありませんが、忌憚のない意見を言うていただき、スムーズに会を進めて行きたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げ、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。13番 新延 健委員さんから、あらかじめ欠席の連絡を頂いております。

ただいまの出席農業委員は22名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。

また本日もご出席いただいております推進委員さんにつきましては、提出された議案に対して意見を述べることは差支えがありませんが、採決には参加できませんので、あらかじめご承知の上、議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会6月定例総会を開会いたします。

最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号12番 片山 雅夫 委員、議席番号17番 金子 芳巳 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号5号を朗読 〕

以上5件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号5号の5件の報告事項は、異議なしと認めます。

次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関する質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号の1件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号12号を朗読 〕

以上12件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明します。譲渡人は埼玉県在住の人ですが、農地が譲受人の近くという事、また近隣に迷惑をかける事もなく管理も十分にできるという事で譲受人との譲渡が成立しました。譲受後は水稲・野菜を中心に作付け予定であり、問題ないと思われしますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

8 番 番号2号について説明します。譲渡人と譲受人は近くの人であり、農地は譲受人の自宅に隣接しております。譲渡人は現在、耕作しておらず、耕作予定もありません。譲受人は子供達と一緒に茶園場を作る予定です。周辺農地にも影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

9 番 番号3号について説明します。譲受人は現在、譲渡人の農地の隣接地で水稲を栽培しております。譲渡人が高齢化のため、農地の売買の話譲受人にしたところ、今回の譲渡が成立しました。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。
 続いて番号4号について説明します。申請地は形が悪く、耕作不便な地であるため、農地が隣接している譲受人に無償での譲渡を提供したところ、譲渡が成立しました。譲受人は現在、米と野菜を栽培。譲り受けた農地は整地して、同様に米と野菜を栽培する予定である。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

12 番 番号5号について説明します。譲渡人は配偶者死亡後、知人に依頼して、作付けをしてもらっていたが、高齢化のため、農業を止めたいと知人に相談した所、譲受人を紹介してもらいました。譲受人は譲受後、現在と同様に水稲と菜を作っていく予定です。番号6号について説明します。譲受人と譲渡人は本家と新家の関係にあります。譲渡人が県外在住である為、農地の管理が行き届かず森林化してきていました。太陽光発電の会社から買取りたい申し出がありましたが、譲受人の農地の近くだったため、譲受人からの譲渡の話が成立しました。二反作付け、管理の予定です。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

14 番 番号7号から番号9号について説明します。荷受人が同じ方ということで、まとめて説明します。番号7号につきましては、譲渡人が高齢であり、体調不良のため、売りたいということです。番号8号につきましても、譲渡人が勤め人で農業をしていません。農園に貸していた期限も切れたため、譲受人に依頼。番号9号は譲渡人が高齢化のため農業を続けるのが困難であるため譲渡したいとのこと。譲受人は玉ねぎを栽培しており、規模の拡大、防除受粉等の対策が今より容易になる、ということで、譲渡が成立しました。譲受人は所有している農地を適切に管理しており、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

15 番 番号10号について説明します。譲渡人が高齢化のため管理が不能になってきました。この農地はもともと本家から譲り受けたものであり、今回、本家に戻すということで無償の譲渡が成立しました。譲受人は、水稲、野菜、果樹を栽培しており、周辺地域にも影響もなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

18 番 番号11号12号について説明します。2月にも同じ案件がありました。譲渡人、譲受人は同じ人ですが、無償、有償でそれぞれに分けております。譲渡人は高齢者で、現在、譲受人に貸しています。後継者もいないので、譲受人に引き継いでほしいということで、譲渡の話になりました。譲受人は大規模農家で、維持管理も良好です。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号の12件につきましては、許可することと決定ます。
 次に進ませさせていただきます。9ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。
 [議案第4号 番号1号から番号7号を朗読]
 なお、農地区分につきましてはすべて第2種農地です。
 以上7件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 担当委員の説明はありませんので、それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号をお諮ります。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号の7件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
次に進ませていただきます。12ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に、議案第6号の案件は先月の定例総会で経過変更のため取り下げた分ですが、今回、再申請になりました。議案番号13号の案件については、譲渡人が死亡のため取り下げとなりましたので、ご報告いたします。それでは、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号12号、番号14号から番号15号を朗読]

農地区分につきましては、番号2号及び番号15号の全筆は、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種農地です。

第1種農地は原則不許可ですが、この2件につきましては、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外に該当しております。

その他はすべて第2種農地です。以上14件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5番 番号1号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。申請地は譲受人の弟の名義であるが、譲受人に貸し、周辺地域の人たちにも説明をし、了承を得ています。問題ないと思われれます。ご審議よろしく願いいたします。

8番 番号3号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。申請地は10数年荒れている状態で、花崗土を採取して整地した後は、ミカンを栽培するために造成するようです。問題ないと思われれます。

次に、番号3号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。比地小学校から南西100m下った所に病院と病院の駐車場があります。

病院と病院の駐車場は道を挟んでおり、実際に事故もあってもう少し便利で広い駐車場にしたい。また将来的には病院の建て替えも検討しており、裏の荒れた農地を購入したいとのこと。水利に関しても問題はありませぬ。譲渡人の農地を続けたい意向がありましたが、医院との話で、分筆した土地を代替地に充てるということではなしができています。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

10番 番号4号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。譲受人は土木・産業処理関連の会社を営んでおります。会社の土地に隣接しているところは荒地であり、周辺農地には影響がないと思われれます。ご審議よろしく願いいたします。

11番 番号5号から番号9号について説明します。番号5号はJA神田の西100mくらいのところにある田んぼ2枚です。借り人の資材置場、駐車場のための一時転用です。番号6号は先月取下げになった議案の再申請分です。次に、番号7号について説明します。申請地は、花崗土を採取した跡地を農地として造成していましたが、申請が切れるため、再度一時転用の申請を行うものです。番号8号は道に平行した土地でミカン栽培を行っていましたが、ハウス栽培が多忙のためミカン栽培は困難になっていたため売買の話になりました。番号9も一時転用であるので、特に問題はありませぬ。水利関係についても問題ないと思われれます。ご審議よろしく願いいたします。

18番 番号11号について説明します。譲渡人は和歌山在住であり、こちらには戻ってこないの管理を委託している。譲受人の旦那様は土木関係の仕事をしており、自宅近くに資材置き場を探していたところ、売買の話がありました。

17番 番号12号について説明します。県道から見える高台にあり、民宿、駐車場等に使う予定です。周辺農地には影響がないと思われれます。ご審議よろしく願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

23番 議案番号4の案件ですが、下流水利に影響を及ぼす恐れがあるようなので、今回の審議では、いかがなものかと思います。

議長 只今23番の委員から、下流水利の問題が出てきました。そのため、議案番号4の案件は保留とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 今回、番号4の案件は保留といたします。それでは、他にご質問もないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3、番号5から12号、番号14号から番号15号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3、番号5から12号、番号14号から番号15号の13件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。19ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第6号 番号1号から番号2号を朗読 〕

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

それでは次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第7号 番号1号を朗読 〕

本件につきましては、非農地証明事務処理要領にあります、耕作の事業を行うものが、その農地を他の農地の保全または利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するため、農地法の適用を受けない土地に該当すると思われま。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

7番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。近隣へ転用許可申請にあたり、現地を精査・測量したところ、水路部分が農地に入り込んでいたため、この度、非農地として証明いただき、市へ寄付しようとするものです。問題ないと思われま。ご審議よろしく申し上げます。

議長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。21ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第8号 番号1号から番号2号を朗読 〕

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

21番 番号1号から番号2号について説明します。位置図公図をご覧ください。番号1号と2号の申請地は隣接しております。番号1号については竹が密集しており、立ち入ることができない状態です。番号2号についても竹とかなり太い樹木が生え、どちらも山林の状態となっております。非農地が妥当と思われま。ご審議よろしく申し上げます。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようでございますので、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。22ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

その他の件

事 務 局 議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の22ページから62ページまでです。管理者から耕作者への貸付は54件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては20件、合計74件となっております。

以上、利用権の設定74件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は74件すべて適当と認め、原案のとおり決定といたします。本日上程しておりました議案の審議は以上です。では、その他の件について、事務局から説明を求めます。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

1. 農林水産課からのお知らせ

2. 農業経営改善計画の認定について（通知）

3. 香川県農地機構の取組み状況について

4. その他

(1) 7月定例総会について

日 時 令和3年7月20日（火）午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
7月7日(水)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町：貞廣 駿	高瀬町：石井 宏昭
		山本町：白川 智樹	財田町：堀江 博

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
7月14日(水) 午後1時30分~	令和3年度農地利用最適化推進活動研修会	みとよ未来創造館 3階 大ホール

(4) 配布物

・「農政情報 No.375 6月号」

閉 会 【 午後 3時40分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____